

議案第 89 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項の見出し中「課税標準の特例」を「課税標準の特例等」に改め、同項中「附則第 15 条に」を「附則第 15 条及び法附則第 15 条の 8 に」に改め、第 8 号を第 12 号とし、第 7 号を第 11 号とし、第 6 号を第 10 号とし、第 5 号の次に次の 4 号を加える。

(6) 法附則第 15 条第 18 項本文に規定する条例で定める割合 5 分の 3

(7) 法附則第 15 条第 18 項ただし書に規定する条例で定める割合 2 分の 1

(8) 法附則第 15 条第 30 項に規定する条例で定める割合 2 分の 1

(9) 法附則第 15 条第 31 項に規定する条例で定める割合 2 分の 1

附則第 8 項に次の 1 号を加える。

(13) 法附則第 15 条の 8 第 4 項において読み替えて準用する法附則第 15

条の 6 第 2 項に規定する条例で定める割合 3 分の 2

附則に次の 1 項を加える。

(平成28年度分の軽自動車税の税率の特例)

25 法附則第30条第1項から第3項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次のとおりとする。

(1) 法附則第30条第1項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号 ア(イ)	3,900円	1,000円
第64条第1項第2号 ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

(2) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。)については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号 ア(イ)	3,900円	2,000円
第64条第1項第2号 ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- (3) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第1項第2号 ア(イ)	3,900円	3,000円
第64条第1項第2号 ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第2条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項を削り、附則第15項を附則第14項とし、附則第16項から第24項までを1項ずつ繰り上げ、附則第25項中「第1項から第3項」を「第3項から第5項」に改め、同項第1号中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に改め、同項第2号中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項第3号中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を附則第24項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第13項までの規定は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税又は都市計画税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の川崎市市税条例（以下「新条例」という。）附則第8項第6号及び第7号の規定は平成28年度以後の年度分の固定資産

税及び都市計画税について、新条例附則第8項第8号、第9号及び第13号の規定は平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例附則第25項の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 4 平成28年4月1日(以下「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年一部改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第30条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 5 次の各号に掲げる期間内に、地方税法(以下「法」という。)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、第75条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 指定日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

- 6 指定日前に法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を指定日に販売のため所持する卸売

販売業者等（第73条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）
又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）
附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

7 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年一部改正法附則第20条第4項に規定する申告書を指定日から平成28年5月2日までに市長に提出し、及び同年9月30日までにその申告した税額を納付しなければならない。

8 平成29年4月1日前に法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売

販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 000 本につき 430 円とする。

- 9 附則第 7 項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項	第 8 項
附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
指定日	平成 29 年 4 月 1 日
平成 28 年 5 月 2 日	同年 5 月 1 日
同年 9 月 30 日	同年 10 月 2 日

- 10 平成 30 年 4 月 1 日前に法第 465 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 10 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を

直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 1 1 附則第7項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項	第10項
附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
指定日	平成30年4月1日
平成28年5月2日	同年5月1日
同年9月30日	同年10月1日

- 1 2 平成31年4月1日前に法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者

に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

13 附則第7項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項	第12項
附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
指定日	平成31年4月1日
平成28年5月2日	同月30日

参考資料

制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、平成28年度分の軽自動車税の税率の特例措置を講ずること、紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の特例税率を廃止すること等のため、この条例を制定するものである。